

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	予防接種事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるようなリスクを軽減するために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高槻市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和7年2月27日

[令和6年10月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

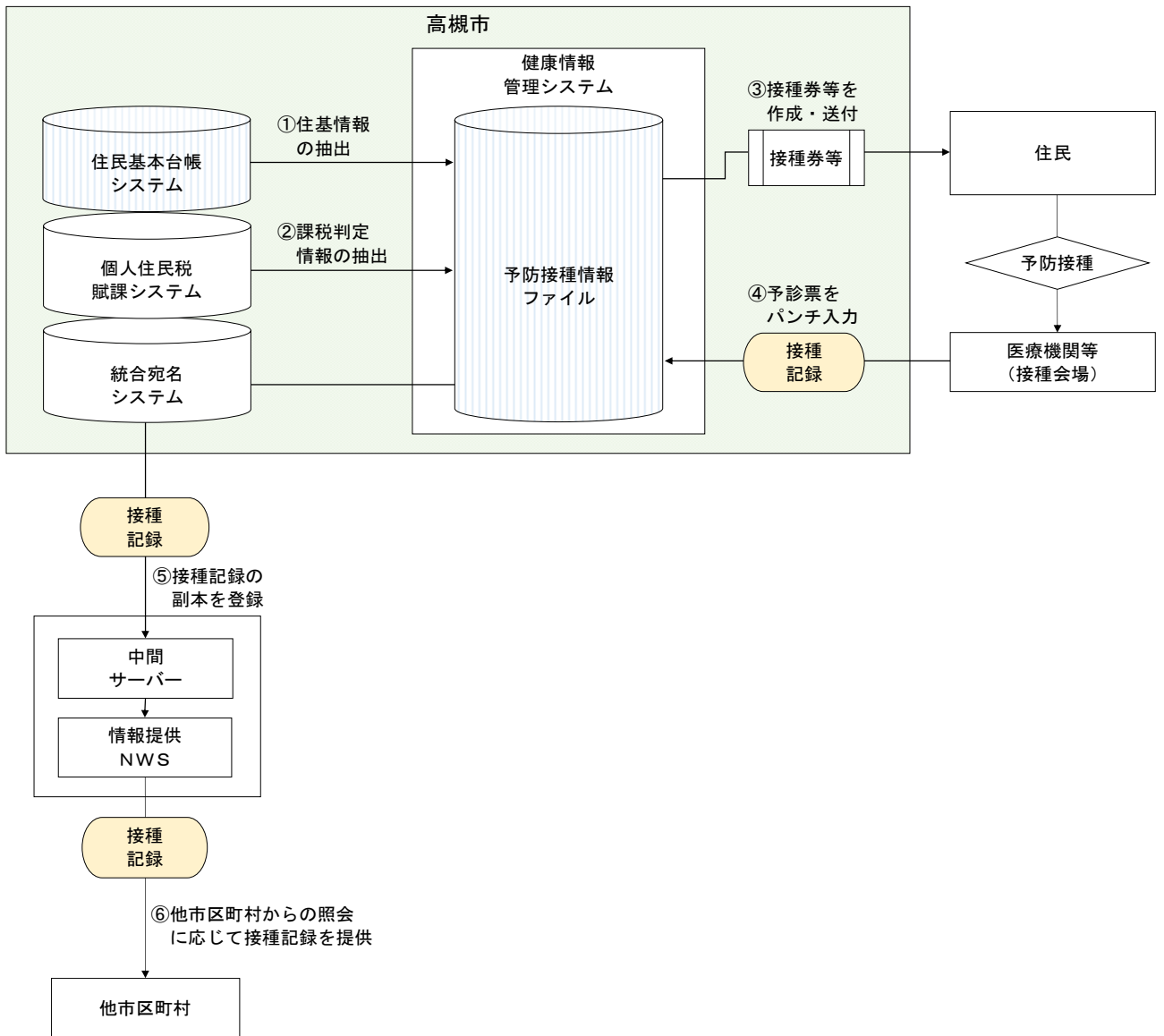
# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容 ※	<p>公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種法に基づく予防接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により予防接種法の規定を適用する場合を含む。以下同じ。)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>特定個人情報については、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査、請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行うため、他市区町村との情報連携に用いる。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康情報管理システム
②システムの機能	<p>予防接種対象者情報の作成と保存を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種対象者となる住民情報の抽出</li> <li>・予防接種対象者リストの作成</li> <li>・予防接種対象者リストに付与する接種券番号の生成</li> <li>・通知書、証明書等帳票の発行</li> <li>・接種記録の保存</li> <li>・統計情報の集計、分析</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>①宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>②宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>③中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>④既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>⑤権限管理機能: 統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とひも付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住民基本台帳システム(以下、「既存住基システム」という)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								
システム4									
システム5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
予防接種情報ファイル									

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種は適切な時期に適切な量を接種することで期待される効果を得られるものであり、予防接種事業を実施するためには予防接種対象者の接種履歴を把握しておく必要があることから、市区町村間の異動を伴う予防接種対象者の接種履歴や付随する情報を把握するために特定個人情報を取り扱う。
②実現が期待されるメリット	・転入する予防接種対象者の接種履歴を把握することができ、未接種者への接種勧奨が可能になるなど、接種率の向上が図られる。 ・実費徴収のある予防接種については課税区分を証明する書類が不要となり、減免申請者の負担が軽減される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項  【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種の対象者
その必要性	予防接種記録を管理するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 接種回数、接種日、ワクチンメーカー、ワクチン製造ロット番号、接種会場 )</p>
	その妥当性
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年6月8日
⑥事務担当部署	健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>

②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (   )
③入手の時期・頻度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳に係る異動情報及び税情報を評価実施機関内の他部署から日次で入手</li> <li>・転入者本人からの申出、または住民基本台帳に係る異動情報により新たな予防接種対象者が確認される都度入手</li> </ul>
④入手に係る妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳に係る異動情報等、評価実施機関内の他部署から入手する情報は予防接種事務を効率的に行うために必要な範囲で入手する。</li> <li>・予防接種実施の必要性を判定するため予防接種法施行令で作成を義務付けられた接種記録を入手する。</li> </ul>
⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> </ul>
⑥使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種対象者の接種要件や接種履歴を正確に把握するため。</li> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するため。</li> </ul>
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉部 保健所 保健予防課 子ども未来部 子ども保健課
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ]      <選択肢> 1) 10人未満                         2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満          4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満       6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>
情報の突合 ※		本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。
情報の統計分析 ※		特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		-
⑨使用開始日		令和3年6月8日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※		[ 委託する ]                     <選択肢> 1) 委託する         2) 委託しない (                     1 ) 件
<b>委託事項1</b>		健康情報管理システム運用保守
①委託内容		システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]      <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
その妥当性		システムの安定稼働のため当該システムに関する専門知識を有する事業者保守管理を委託する必要がある。



③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	市ホームページに公開している本評価書の下記、「⑥委託先名」の項の記載から確認できる他、高槻市情報公開条例(平成15年7月16日条例第18号)に基づく情報公開請求(申出)を行うことで確認できる。また、行政資料コーナー(市役所本館1階)で閲覧により確認できる。	
⑥委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項(市長村長) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表26の項(都道府県知事) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表153の項(都道府県知事又は市区町村長) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表154の項(厚生労働大臣)	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	予防接種事務	
③提供する情報	予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、性別、実施年月日、予防接種の種類、接種液の接種量、接種液の製造番号その他当該接種液を識別することができる事項、予防接種を受けた者の個人番号、その他予防接種に関する事項	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	本市からの転出者について、転出先市区町村から接種記録に係る照会を受ける都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

<b>移転先1</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム	[ ] 専用線
	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙
	[ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		
<b>移転先2～5</b>		
<b>移転先6～10</b>		
<b>移転先11～15</b>		
<b>移転先16～20</b>		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※	<p>・本市が管理する特定個人情報は、入退室管理がなされているデータセンターに設置された機器で保管している。</p> <p>・データセンターには写真付身分証明書による確認や顔認証による入室管理を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	
②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年</p> <p>4) 3年                              5) 4年                              6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満          9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
	その妥当性	予防接種法施行規則第3条に定められた予防接種に関する記録の保存期間は5年
③消去方法	<p>・電子データはシステムにおいて消去する。</p> <p>・ディスク交換や機器更新等の際はワイピング等によるデータ消去や物理的破壊を行い、復元不可能な状態にして廃棄する。業者に委託する場合は同様の措置を施し、廃棄証明書を提出させる。</p> <p>・データセンターの保管データについては、サーバーの本市利用領域へのワイピング等によるデータ消去を行い、作業証明書を提出させる。</p> <p>・紙媒体の特定個人情報については外部業者による溶解処理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	
<b>7. 備考</b>		
-		

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

＜予防接種情報ファイルに関する記録項目＞

(1)異動事由、(2)異動日、(3)異動届出日、(4)宛名番号、(5)世帯番号、(6)カナ氏名、(7)漢字氏名、(8)通称カナ氏名、(9)通称名、(10)生年月日、(11)性別、(12)続柄、(13)住民になった事由、(14)住民になった日、(15)住民になった届出日、(16)住民でなくなった事由、(17)住民でなくなった日、(18)住民でなくなった届出日、(19)住定日事由、(20)住定日、(21)住定日届出日、(22)住民区分、(23)外国人判定、(24)国籍、(25)家族判定、(26)家族判定 順位、(27)特徴判定、(28)普徴判定、(29)所得割、(30)課税個人区分、(31)課税世帯区分、(32)保護者宛名番号、(33)個人用小学校区、(34)個人用中学校区、(35)携帯・PHS番号(個人用)、(36)転入前住所、(37)転出先住所、(38)住所コード、(39)町内会コード、(40)地番甲乙判定、(41)地番 本番、(42)地番 枝番、(43)地番 末番、(44)方書コード、(45)方書名称、(46)郵便番号、(47)小学校区、(48)中学校区、(49)保健推進委員、(50)民生委員、(51)電話番号、(52)FAX番号、(53)Eメール、(54)住所日本語、(55)総合登録番号、(56)送付用住所コード、(57)送付用郵便番号、(58)送付用丁番号、(59)送付用本番、(60)送付用枝番、(61)送付用末番、(62)送付用住所日本語、(63)送付用方書日本語、(64)送付用宛先人氏名、(65)外国人住民日、(66)第30条45規定区分、(67)在留資格、(68)在留期間等、(69)在留期間等終了日、(70)在留カード等番号、(71)個人番号、(72)統合宛名番号、(73)接種コード、(74)接種回数、(75)接種・予診日、(76)更新情報 ユーザーコード、(77)更新年月日(西暦)、(78)更新時間、(79)健診結果、(80)接種日年齢、(81)年度末年齢、(82)基準日年齢、(83)受診時国保区分、(84)対象外判定、(85)接種判定、(86)混合接種何種、(87)請求日(月)、(88)実施医療機関、(89)接種番号、(90)接種会場、(91)問診医、(92)接種医、(93)所属、(94)Lot.No、(95)接種量、(96)発赤 反応長径、(97)発赤 反応短径、(98)硬結 反応長径、(99)硬結 反応短径、(100)二重発赤 反応長径、(101)二重発赤 反応短径、(102)所見、(103)判定、(104)精密検査結果、(105)抗体価検査、(106)特記事項、(107)未接種理由、(108)予診フラグ、(109)実施区分、(110)医師の判断、(111)肺炎球菌種類、(112)実費徴収区分、(113)接種済証交付有無、(114)65歳未満接種理由、(115)接種区分、(116)抗体検査方法、(117)抗体価、(118)抗体価単位、(119)抗体検査判定結果、(120)抗体検査番号、(121)抗体価範囲、(122)ワクチンメーカー、(123)ワクチン種類、(124)製品名

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	申請時に求める添付書類は必要最小限のものに抑える運用を設定し、必要な情報以外を入手することを防止する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人から個人番号を伴う情報の提出がなされる機会には、個人番号及び提出内容の利用目的を明示し、確実な同意を得る。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	申請の際、本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人から提出された個人番号と予防接種対象者情報を照合して真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 ・特定個人情報の登録、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために当該処理を行ったもの以外の者が確認する等、必ず内容確認を行う。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた場所に保管し、施錠管理を行う。 ・特定個人情報を記録した電子データの取り込みに記録媒体を使用する場合は、定められた職員のみが作業し、作業が完了した後は速やかに記録媒体から電子データを消去する。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム、団体内統合宛名システム間の連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないよう、システム上でアクセス制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・他のシステムからアクセスできないよう制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を限定し、職員ごとに必要な権限を付与してユーザIDを発行する。 ・システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を限定し、職員ごとに必要な権限を付与してユーザIDを発行している。 ・職員の異動または退職時にアクセス権限を見直し、不要なユーザIDを失効させる。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を限定し、発行するユーザIDごとに付与する権限を限定して管理している。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的に及び必要に応じ随時確認する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	アクセス権限を付与する職員に個人情報の取り扱いについて周知している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報ファイルの複製権限は管理者のユーザIDに限定している。 ・システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証しており、管理者以外の職員が複製操作をすることはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事業者の選定に際して、ISO27001またはプライバシーマークの認証を得ていることを条件としている。</li> <li>委託契約において個人情報取扱特記事項を遵守させている。また、必要に応じて特記事項に基づく立入検査等を実施し、情報保護管理体制を確認する。</li> <li>特定個人情報を取り扱う従事者を限定し、特定個人情報の保護に関する研修等を実施している。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	特定個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                  2) 記録を残していない
具体的な方法	利用者及び利用機器を識別するID等のコード、利用日時、機能区分(ログイン、ファイルへのアクセス等)、アクセスや出力した情報の内容を保存し、分析を行う。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                          2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	本市の書面による承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合を除き、特定個人情報の提供を認めていない。再委託を承認した場合は、委託先が再委託先に対し、委託先と同様の義務を負わせ、その遵守を監督する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱いについて定めた特定個人情報取扱特記事項を遵守するよう契約書に明記している。</li> <li>特定個人情報を授受するときは本市が指定する手段により行い、その記録を受渡簿に記載する。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                          2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去をする場合は消去する項目、媒体名、数量、方法及び処理予定日を本市に申請し、消去を行った後は消去を行った日時、担当者名及び消去の内容を記録し、書面により本市に報告する。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                          2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報の取り扱いに関する特記事項として契約書に以下の項目を明記している。 ①収集の制限②目的外利用・提供の禁止③漏えい、滅失、き損の防止等④個人情報漏えいの禁止⑤従事者の監督など⑥個人情報保護に関する誓約書⑦従事者への周知、罰則の教示等⑧作業場所⑨個人情報の授受、複製の禁止⑩記録媒体による成果物の表記⑪記録媒体等のセキュリティ対策、資料の返還⑫立入り検査、委託契約書の遵守状況についての報告、損害賠償、契約解除 など	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない              4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務全体の再委託は禁止しているが、一部の業務委託を許可する場合でも再委託先に対し、自らと同様の義務を負わせ、その遵守を監督する責任を負うことを契約書に記載している。</li> <li>再委託を行う場合は、本市と委託先が協議したうえ、再委託先において、委託先と同程度以上のセキュリティ体制が確保できるとして本市が承認した場合のみ例外的に認めることとしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている              2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・利用者を識別するユーザID等のコード、利用日時、機能区分（ログイン、ファイルへのアクセス等）、アクセスや出力した情報の内容を保存しており、特定個人情報ファイルの払出を確認できる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法、個人情報保護法その他関係法令に基づき、提供の可否を判断する。 ・提供する情報は複数の職員で点検し、情報の正確性を確保する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	（所定の手続きを経ずに提供するケースや必要以上の情報を提供してしまうケースを想定） ・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。 ・システム端末へのログインにはIDカードとパスワードを、システムへのログインにはユーザIDとパスワードを用いて認証しており、管理者以外の職員が特定個人情報の払出をすることはしない。 ・提供する情報は複数の職員で点検し、情報の内容と提供先が適切か確認する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	（提供する情報の項目・内容誤りや提供先の誤りを想定） ・必要とする情報が必要とするシステムに確実に供給されるよう、予め定められた仕様による連携等、システム上の仕組みとして制御している。 ・紙での提供等を行う場合は複数の職員で点検し、送付先及び提供内容などを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号法の規定に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>		



リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>(特定個人情報を扱う職員以外が情報を提供してしまうケースを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。</li> <li>・外部記録媒体への書き出しは管理者のIDカードでシステム端末にログインした場合に限り可能となるよう設定しており、外部記録媒体については管理台帳で使用者を把握している。</li> <li>・特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができないようアクセス権限を行う。また、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存する仕組みが整備された団体内統合宛名システムを経由して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</li> <li>・情報提供の際は相手先とその妥当性について事前に検証し、不適切な方法で提供してしまうことを防止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>(特定個人情報を扱う職員以外が情報を提供してしまうケースを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとパスワードによる認証を行い、特定個人情報ファイルの払出権限は管理者のユーザIDに限定して付与している。</li> <li>・外部記録媒体への書き出しは管理者のIDカードでシステム端末にログインした場合に限り可能となるよう設定しており、外部記録媒体については管理台帳で使用者を把握している。</li> <li>・特定の権限者以外は情報照会・情報提供ができないようアクセス権限を行う。また、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存する仕組みが整備された団体内統合宛名システムを経由して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</li> <li>・情報提供の際は相手先とその妥当性について事前に検証し、不適切な方法で提供してしまうことを防止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>(副本が更新されず古い情報を提供してしまうケース、提供先を誤るケースを想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する特定個人情報の正確性を確保するため、適切な頻度で中間サーバーへの登録を行う。</li> <li>・提供する情報は複数の職員で点検し、情報の内容と提供先が適切か確認する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう、また、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている          2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>
---

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターは、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。</li> <li>・データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体は、施錠可能な場所に保管している。</li> <li>・出入口には機械により入退室を管理する設備を設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。</li> <li>・監視カメラや赤外線センサーにより出入口を監視している。</li> <li>・作業のためにデータセンターへ入退室する際は、不要な機器の持込みが無いことを確認したうえで入退室の許可を行っている。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐため、無停電電源装置及び非常用自家発電機を有する建物内にデータセンターを設置している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐため、ガス系消化設備を有した建物内にデータセンターを設置している。</li> <li>・入退室については、データセンター所管のセキュリティ管理者の許可を受けた者に特定している。</li> <li>・クライアント端末については、個人情報を保管していないが、セキュリティワイヤーを用いて管理するか、利用しない際は、施錠できる保管庫で保管している。</li> <li>・記録媒体等を消去する際は、ワイピングによる消去等を行い復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し、消去証明書提出させる。</li> <li>・サーバー・端末機器・記録媒体等を廃棄する際は、ワイピング等による消去や、物理的に破損し復元不可能な状態にすることとしている。業者委託する場合は、同様の措置を施し廃棄証明書提出させる。</li> <li>・電磁的記録媒体等については、施錠可能な保管場所に格納している。</li> <li>・データベース等のバックアップを定期的に行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;本市全般における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバー及びパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウイルスへの対策を実施する。</li> <li>・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上 unnecessaryな通信については制限を行う。</li> <li>・パソコンへのソフトウェアインストールを禁止し、不正プログラムのインストールを防止する。</li> <li>・業務用パソコンの操作ログを取得、保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	(副本が更新されず古い情報を提供してしまうケースを想定) 適切な期間を定め、定期的に情報の更新を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	(使用しなくなった情報を不必要に保持して漏えいするケースを想定) ・高槻市文書取扱規程において定められた保存期間を経過し、文書廃棄の対象となった情報を物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じた上で消去及び廃棄する。 ・宛名システムや団体内統合宛名システムにおいては各主管システムが消去した際に自動連携で消去され、各システムの保有期限を経過したのも同様に扱うため、消去されずいつまでも存在するリスクはない。  <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;本市全般における措置&gt; ・年に1回、担当部署内において評価書の記載事項どおり運用がなされているか点検を実施する。 ・点検において不備が生じていることが明らかになったときは、速やかにその問題を究明し、是正する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;本市全般における措置&gt; ・個人情報保護所管課及び情報セキュリティ所管課による内部監査を定期的実施する。また、改善が必要な場合は改善を求め、改善状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;本市全般における措置&gt; ・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め定期的に研修を実施する。所管課でも別途、運用に即して研修を実施する。また、研修の実施にあたっては未受講者が出ないような措置（複数回開催する等）を行っている。 ・違反行為を行った者に対し、その都度指導をする。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;本市全般における措置&gt; ・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、該当者の請求により個人番号の変更を行うよう、市民課と連携して対処をおこなう。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	



## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高槻市総務部法務ガバナンス室 〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号 電話：072-674-7322
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
特記事項	-
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法：写しの交付の場合はコピー代実費相当額(1枚10円) )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル
公表場所	総務部 法務ガバナンス室
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒569-0052 高槻市城東町5番7号 高槻市 健康福祉部 保健所 保健予防課 電話：072-661-9332 Fax:072-661-1800  〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号 高槻市 子ども未来部 子ども保健課 電話：072-648-3272 Fax:072-648-3274
②対応方法	意見の申出等については、健康福祉部保健所保健予防課又は子ども未来部子ども保健課にて相談、受け付けを行い、所定の様式に記載して処理を行う。意見の申出にあたっては、希望により匿名での受け付けも行う。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月23日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	高槻市意見提出(パブリックコメント)手続に関する指針に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。具体的には、市ホームページ上で意見公募する旨を掲載し、市ホームページ、所管課及び必要と認める施設での案の配架及び配布を行う。
②実施日・期間	令和4年9月20日～令和4年10月19日(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年12月13日
②方法	高槻市個人情報保護運営審議会による点検
③結果	承認
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	ワクチン接種記録システム(VRS)	「予防接種証明書発行管理システム」を追加し以降の通番を繰り下げる	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	記載なし	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和4年7月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 法令上の根拠	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に「予防接種証明書の電子交付アプリ」を追記し、それに伴う個人情報等の流れを追記。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に「予防接種証明書発行管理システム」を追記し、それに伴う個人情報等の流れを追記。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O]その他(LG-WAN回線)	[O]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手	・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。(番号法第19条第16号)</li> </ul>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</li> </ul>	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	個人番号については本人の同意を得て入手する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取り扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]その他(LG-WAN回線を用いた提供)	[○]その他(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	医療機関等の予防接種会場から提出された予診票(接種記録)を画像として保存し、記載内容をパンチ入力してワクチン接種管理システムでデータ化するとともに、整備したデータを基に予防接種証明書を発行する。	医療機関等の予防接種会場から提出された予診票(接種記録)を画像として保存し、記載内容をパンチ入力してワクチン接種管理システムでデータ化するとともに、整備したデータを基に予防接種証明書及び接種券を発行する。	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事後	同上
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑨再委託事項	予診票(接種記録)をスキャンし画像として保存する業務 予防接種記録証明書を発行する業務	予診票(接種記録)をスキャンし画像として保存する業務 予防接種記録証明書を発行する業務 接種券を発行する業務	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和4年7月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	(10)ロット番号、(11)ワクチン種類(※)、(12)製品名(※)、(13)旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、(14)証明書ID(※)、(15)証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 転出先市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>① 転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>② 他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和4年7月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)には、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する情報以外は登録しないため、同システムを經由して必要な情報以外を入手することはない。	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、本市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	同上
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する内容を追記するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象であるため、事後に提出
令和4年7月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	指針に定める重要な変更該当しないため



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
令和4年7月8日	IVその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
令和4年7月8日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上
令和4年7月8日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策 <新型コロナウイルス感染症 対策に係る予防接種事務にお ける追加接種>	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	高槻市 健康福祉部 新型コロナウイルスワ クテン接種対策チーム	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型 コロナワクチン接種対策チーム	事後	同上
令和4年12月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム4 ②システムの機能	記載なし	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の コンビニ交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務に関す る内容を追記するものであり、 特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象であるため、事後に提出
令和4年12月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に新型コロナウイルスワクチンの接種記録 の副本登録連携開始のため、特定個人情報の 流れを追記	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和4年12月27日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	記載なし	図内に予防接種証明書のコンビニエンスストア 等での自動交付を追記し、それに伴う個人情報 等の流れを追記。	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務に関す る内容を追記するものであり、 特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項の規定 (緊急時の事後評価)の適用 対象であるため、事後に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[O]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	[O]その他(LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	同上
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	同上
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報の範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理のために取り扱う必要がある。	事後	同上
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	[O]その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	事後	同上
令和4年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	同上
令和4年12月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	同上
令和4年12月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	同上
令和4年12月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	同上
令和4年12月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が入力の本人確認の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	同上
令和4年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。	事後	同上
令和4年12月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	同上
令和5年3月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> (1)~(6)略 (7)接種回(1回目/2回目/3回目) (8)~(15)略	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> (1)~(6)略 (7)接種回 (8)~(15)略	事後	指針に定める重要な変更該当しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が入りこみ・紛失するリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して本市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ アクセスできるように制御している。	事後	同上
令和5年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。	事後	同上
令和5年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	事後	同上
令和5年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	事後	同上
令和5年7月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]その他(予防接種証明書発行管理システム)	削除。	事後	指針に定める重要な変更該当しないため
令和5年7月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	予防接種証明書発行管理システム	削除し以降の通番を繰り上げる。	事後	同上
令和5年7月11日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	予防接種証明書発行管理システム	図内の「予防接種証明書発行管理システム」を削除し、それに伴う個人情報等の流れを削除。	事後	同上



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法、高槻市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、提供の可否を判断する。	・番号法、個人情報保護法その他関係法令に基づき、提供の可否を判断する。	事後	同上
令和5年7月11日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒569-0067 高槻市桃園町2番1号	〒569-0052 高槻市城東町5番1号	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関しては、実施内容を以下の手順で管理し、他市区町村との情報連携に用いる。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種に関しては、実施内容を以下の手順で管理する。 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	ワクチン接種管理システム	削除し以降の通番を繰り上げる。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム3 ②システムの機能	・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2	事後	同上
令和6年4月25日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナワクチン接種対策チーム	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	ワクチン接種管理システムに係る流れ	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	VRSを経由する、コンビニ交付、電子交付アプリ及び他市区町村との情報連携の流れ	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (LG-WAN回線(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・転入時に転出元市区町村に接種記録の照会が必要になる都度入手 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉部 保健所 健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	転入者・転出者の接種券の発行	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	2件	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	ワクチン接種管理システムへの接種記録登録業務	削除し以降の通番を繰り上げる。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 2 ) 件	[○] 提供を行っている ( 1 ) 件	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2	市区町村	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	予防接種法施行令第6条の2に定められた予防接種に関する記録の保存期間は5年	予防接種法施行規則第3条に定められた予防接種に関する記録の保存期間は5年	事後	同上
令和6年4月25日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手 本市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、本市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能 コンビニ交付)	削除。	事後	同上



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力によるリスクを防止する。	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、求める添付書類は必要最小限のものに抑える運用を設定し、必要な情報以外を入手することを防止する。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報を送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報を送信されることを避ける。	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り、紛失するリスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</li> <li>・転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、本市において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。</li> </ul>	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)を利用した個人番号及び接種記録の提供に関しては、本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</li> </ul>	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</li> <li>・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</li> </ul>	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	厚生労働省(旧デジタル庁)	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	厚生労働省(旧デジタル庁)	事後	同上
令和6年4月25日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	厚生労働省(旧デジタル庁)	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月25日	IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	厚生労働省(旧デジタル庁)	事後	同上
令和6年4月25日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	厚生労働省(旧デジタル庁)	事後	同上
令和6年4月25日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒569-0052 高槻市城東町5番1号 高槻市 健康福祉部 保健所 健康づくり推進 課 新型コロナワクチン接種対策チーム 電話:0120-090-555 Fax:072-674 -7397	削除。	事後	同上
令和6年4月25日	V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ②対応方法	健康づくり推進課新型コロナワクチン接種対策 チーム、	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、市内に居住する者を対象に予防接種法等に基づく予防接種を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>特定個人情報については、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査、請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行うため、他市区町村との情報連携に用い、新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種に関しては、実施内容を以下の手順で管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書</li> </ul> <p>の交付を行う。</p>	<p>公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種法に基づく予防接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により予防接種法の規定を適用する場合を含む。以下同じ。)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>特定個人情報については、予防接種の実施、予防接種の実施の指示、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に係る支給の請求及び支給を受ける権利に係る届出の受理、審査、請求及び届出に対する応答、実費の徴収に関する事務を行うため、他市区町村との情報連携に用いる。</p>	事後	同上
令和7年2月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種の接種記録等の管理を行う機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種対象者や接種券発行の情報登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> </ul>	削除し以降の通番を繰り上げる。	事後	同上
令和7年2月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表の14の項、126の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>	事後	同上
令和7年2月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、17、18、19、115の2の項</li> <li>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①番号法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3、115の2の項</li> <li>②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の2の2</li> </ul>	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①番号法第19条第8号</li> <li>②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①番号法第19条第8号</li> <li>②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項</li> </ul>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	ワクチン接種記録システム (VRS)	図内の「ワクチン接種記録システム (VRS)」を削除し、それに伴う個人情報等の流れを削除。	事後	同上
令和7年2月27日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度入手</li> </ul>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 入手に係る妥当性	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</li> </ul>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧ 使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利益に影響を与え得る決定	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	1件	事後	同上
令和7年2月27日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	市区町村長(別表第2の16の2)、都道府県知事(別表第2の16の3) 市区町村長(別表第2の115の2)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25の項(市長 村長) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表26の項(都道府県知事) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表153の項(都道府県知事又は市区町村長) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表154の項(厚生労働大臣)	事後	同上



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;            ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取り扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域データは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</li> <li>・自機関の領域に保管されたデータは他機関から消去できない。</li> </ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目&gt;            (1)個人番号、(2)宛名番号、(3)自治体コード、(4)接種券番号、(5)属性情報(氏名、生年月日、性別)、(6)接種状況(実施/未実施)、(7)接種回、(8)接種日、(9)ワクチンメーカー、(10)ロット番号、(11)ワクチン種類(※)、(12)製品名(※)、(13)旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、(14)証明書ID(※)、(15)証明書発行年月日(※)</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	(122)ワクチンメーカー、(123)ワクチン種類、(124)製品名	事後	同上
令和7年2月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	接種証明書の交付申請があった場合に、求める添付書類は必要最小限のものに抑える運用を設定し、必要な情報以外を入手することを防止する。	申請時に求める添付書類は必要最小限のものに抑える運用を設定し、必要な情報以外を入手することを防止する。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。	本人から個人番号を伴う情報の提出がなされる機会には、個人番号及び提出内容の利用目的を明示し、確実な同意を得る。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	申請の際、身分証明書等の提示を求めて本人確認を行う。	申請の際、本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して本市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>(令和6年4月30日まで) ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、本市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 本市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザ ID を失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、本市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</li> <li>・本市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</li> </ul>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>健康情報管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務&gt;</p> <p>本市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	総務大臣	内閣道理大臣	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	総務大臣	内閣道理大臣	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;            ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。            主に以下の物理的対策を講じている。            ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理            ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥ 技術的対策 具体的な対策の内容	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;            ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。            主に以下の技術的対策を講じている。            ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。            ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。            ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。            ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。            ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。            ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の</p>	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務における追加措置〉 厚生労働省(旧デジタル庁)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ① 自己点検 具体的な内容	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務における追加措置〉 厚生労働省(旧デジタル庁)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務における追加措置〉 厚生労働省(旧デジタル庁)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務における追加措置〉 厚生労働省(旧デジタル庁)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>	削除。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務における追加措置&gt; 厚生労働省(旧デジタル庁)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	削除。	事後	同上
令和7年2月27日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	無料	有料	事後	同上
令和7年2月27日	V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	写しの交付の場合はコピー代実費(1枚10円)	写しの交付の場合はコピー代実費相当額(1枚10円)	事後	同上